

裾野市公告第 88 号

裾野市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び裾野市契約規則（平成 8 年裾野市規則第 13 号）第 7 条の規定により公告する。この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和 7 年 10 月 10 日

裾野市長 村 田 悠

記

1 入札執行者 裾野市長 村 田 悠

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第 36 号
- (2) 工事名 令和 7 年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業
市道 1721 号線舗装補修工事
- (3) 工事場所 裾野市 伊豆島田 地内
- (4) 工事概要 市街地(1)-1
施工延長 L=140.0m
表層 A=1508.5m²
基層 A=1508.5m²
路上路盤再生工 A=1400.0m²
- (5) 工 期 令和 8 年 3 月 19 日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格制度の適用 ※適用あり 事後公表
- (8) 低入札価格調査制度の適用 適用なし
- (9) 週休 2 日制工事の適用 適用なし

3 入札参加者に必要な資格

本件に係る入札参加資格確認申請書の提出日から契約締結日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

なお、入札参加資格を認められた者が落札者の決定までに資格要件を満たさなくなっ

た場合、本市はその時点で当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年3月31日告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による舗装工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 裾野市、沼津市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町に本店又は支店等（以下「営業所」という。）を有し、その営業所が、公告日の前日までに裾野市における入札参加資格の舗装工事で認定を受け、かつ、裾野市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されていること。
- (8) 舗装施工体制として、1級を含む2名以上の自社雇用の舗装施工管理技術者（（一社）日本道路建設業協会登録の1級又は2級）がいること。
- (9) 平成20年度以降に、国又は地方公共団体が発注した、交通規制を伴う契約金額1,000万円以上のアスファルト舗装工事（土木工事、改良舗装工事に付属する舗装は除く。）を県内で元請として施工した実績を有すること。（平成20年度以降に完成、引渡し済のものに限る。）ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。なお、裾野市発注工事での工事成績が64点以

下の場合は、同種の工事成績として認めない。

- (10) 次に示す要件のすべてを満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。(監理技術者の場合には、監理技術者資格者証(舗装)の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者であること。)また、自社雇用の舗装施工管理技術者((一社)日本道路建設業協会登録の1級又は2級)を舗装に関わる工事(表層工、路盤工等)の施工期間において専任で配置できること。

ア 平成20年度以降に、(9)に掲げる工事と同種の工事の施工経験を有する者。なお、裾野市発注工事での工事成績が64点以下の場合は、同種の工事成績として認めない。

イ 入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

ウ 契約金額4,500万円以上の場合は、専任で配置できる者。専任を要する工事の場合、開札日の翌日から起算して20日目から配置できること。(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)

- (11) 当該工事の舗装に関する施工体制として、以下のいずれかの施工体制をとれるもの。

ア 自社のみの施工体制

自社のみの施工体制とは、自社雇用の職長の他、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなどの特殊な技能を持つ技能者(一般作業員は除く。)が1名以上従事する体制をいう。

イ 下請を含む施工体制

自社及び下請会社(連結決算を行っている子会社又は完全協力会社に限る。)の雇用している職長の他、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなどの特殊な技能を持つ技能者(一般作業員は除く。)が1名以上含めて従事する施工体制をとれるものをいう。なお、完全協力会社とは、直近3箇年連続して年間2回以上のアスファルト舗装工事(官発注工事)において下請契約を行なっている恒常的な協力関係にある会社をいう。

- (12) 下記の建設機械のすべてを所有、又は長期(当該工事の工期を含む6箇月以上)のリースにより確保しているもの及び下請がある施工体制の場合、その下請会社(連結決算を行なっている子会社又は完全協力会社)が下記の建設機械のすべてを所有、又は長期(当該工事の工期を含む6箇月以上)のリースにより確保できること。

・アスファルトフィニッシャー ・マカダムローラー ・タイヤローラー

4 設計図書等の配布

(1) 配布期間 公告日から開札日前日まで

(2) 配布場所 入札情報サービス(PPI)からダウンロード

5 入札参加資格の申請

入札参加者は、次に掲げるところにより書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和7年10月10日（金）15時から
令和7年10月16日（木）17時まで
※5(4)イ～タについては土日祝日を除く9時から17時までの間
- (2) 提出場所 裾野市役所3階 総務課
- (3) 提出方法 5(4)アについては電子入札システム上に添付して提出すること。
5(4)イ～タで当てはまるものについては5(4)ア提出後、書面により5(2)の提出場所へ提出すること。
- (4) 提出書類 ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
イ 同種工事の施工実績（様式第2号）
ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第3号）
エ 許可等の状況（様式第4号）
オ 特殊技能者の従事体制、舗設機械の保有等の状況（様式第5号）
カ 3(6)を証明できる建設業の許可通知書の写し
キ 3(8)及び3(10)の舗装施工管理技術者の資格を証明できる資料（資格証）の写し
ク 3(9)の実績がわかる書類（CORINSの工事カルテの写し）及び裾野市発注工事の場合は工事成績評定通知書の写し
ケ 3(10)で監理技術者を配置する予定の場合は、「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習終了証」または監理技術者講習を受講したことがわかるもの（監理技術者資格者証の裏面等）の写し
コ 3(10)アの実績がわかる書類（ただし、3(9)と同じ工事の場合には添付不要）
サ 3(10)イの雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証等）の写し
シ 3(11)の職長について、講習の受講等を証明できる資料
ス 3(12)で自社所有の場合は車両登録の写し（車検証の写し等）
セ 3(12)でリースの場合は、リース契約書の写し
ソ 3(11)イ及び3(12)で連結決算小会社の場合は、連結決算を示す資料（財務諸表の写し等）
タ 3(11)イ及び3(12)で完全協力会社の場合は、直近の3ヵ年連続して年間2回以上のアスファルト舗装工事（官発注のみ）において、下請

け契約を行なっていることが確認できる資料（工事契約書の写し等）

- (5) その他 裾野市公共事業電子入札運用基準 6－2 の規定により「紙入札方式参加申請書」を令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）正午までに提出し、承認を得た場合にあっては、5 (4) の提出書類を 5 (2) の提出場所に提出することができる。なお、「紙入札方式参加申請書」は裾野市公式ウェブサイトからダウンロードして使用すること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）に電子入札システムにて通知する。ただし、「紙入札方式参加申請書」を提出した者にあっては、書面により結果を通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところによりその理由の説明を求めることができる。
- ア 請求期限 令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）1 7 時まで
- イ 請求方法 裾野市役所 3 階 総務課 に書面で請求すること。
- ウ 回答日 令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）に書面にて回答する。

7 設計図書等に係る質疑回答

- (1) 質疑期間 令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）まで
- (2) 質疑方法 電子入札システムにて行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参により提出することができる。
- (3) 回答日 令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）
- (4) 回答方法 電子入札システムにて行う。ただし、質疑書を持参した者にあっては F A X にて行う。

8 入札方法等

- (1) 入札方法 電子入札システムによる電送で行う。なお、必ず必要事項を記載した工事費内訳書を添付すること。
- (2) 入札書提出期間 令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）9 時から
令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）1 5 時まで
- (3) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者

であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札日時 令和7年10月29日（水） 13時10分
- (5) 開札場所 裾野市役所3階 総務課
- (6) 紙入札への移行 令和7年10月27日（月）16時までに「紙入札方式移行申請書」を提出後、市の承認を得た場合は、令和7年10月28日（火）14時までに入札書と工事費内訳書を同封し、封緘した入札書類を8(5)の開札場所へ持参すること。
- (7) 入札回数 2回
- (8) その他 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。また、落札者となるべき金額を入札した者が複数あるときは、入札参加者が入札時に入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により電子くじを行い、落札者を決定する。

9 入札の辞退

入札参加者が本件の参加を辞退する場合は、8(2)の入札書提出期間内に電子入札システムにて辞退の操作を行うこと。なお、紙の「辞退届」を提出する場合は、8(2)の入札書提出期間内に裾野市役所3階 総務課 へ持参すること。

10 入札に関する留意事項

- (1) 遵守規定
入札参加者は、契約に関する法令及び裾野市契約規則等を遵守しなければならない。
- (2) 費用負担
本件への参加に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (3) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻
本件に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 申請書類の取扱い
提出された申請書類の変更は、原則として認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。

(6) 入札の無効

ア 裾野市競争入札心得第 12 条による。

イ 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) 契約手続

契約の締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって、本工事契約を締結するものとする。

(8) 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。裾野市契約規則第 27 条及び第 28 条に基づき、契約書及び契約書に添付する書類は受注者が作成すること。また、契約条項については、裾野市工事請負契約約款によるものとする。

(9) 契約保証金

裾野市契約規則第 30 条による。

(10) 前金払、中間前金払及び部分払

ア 前金払は、請負代金額 300 万円以上の場合に請求することができ、かつ、その額は請負代金額の 40 % 以内とする。（10 万円未満切捨）

イ (10)アで前金払を請求した場合、「裾野市建設工事の中間前金払に関する取扱要綱」に基づき中間前金払を請求することができる。

ウ 部分払の請求回数

請負代金額	200 万円以上 2, 000 万円未満	2 回
	2, 000 万円以上 5, 000 万円未満	3 回
	5, 000 万円以上	4 回

エ (10)ア及び(10)イに基づき前金払及び中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することはできない。

オ 裾野市建設工事執行規則（平成 8 年裾野市規則第 12 号）による。

(11) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結

するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(12) 異議申立て等

入札参加者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(13) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

1 1 問合せ先

裾野市 総務部 総務課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

電話 055-995-1807

市公式ウェブサイト <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

電子メールアドレス keiyaku@city.susono.shizuoka.jp

以上